

島牧村告示 第 23 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

島牧村長 藤 澤 克

第 1 資格の種類及び調達をする物品等又は役務の種類

令和 3 年度及び令和 4 年度において村が締結しようとする契約のうち 1 の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(第 4 の 2 を除き、以下「資格」という。)は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達する地方公共団体の物品等又は役務の種類は、当該右欄により定めるものとする。ただし、土木工事、建築工事、舗装工事、鋼橋上部工事、電気工事、管工事の資格にあつては、当該資格を 2 の表の定めるところにより、契約の金額(工事予定価格)に応じ、A から C までの等級に区分する。

1

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	物 品 等 又 は 役 務 の 種 類
土木工事の請負契約	土木工事	土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
造林の委託契約	造林	

印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類(機械修繕含む。)、医療器械類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類(車両修繕を含む。)、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他(洗濯を含む。)
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
庁舎等清掃の委託業務	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
林産物の売払契約	林産物の売払い	
林産加工製品の売払契約	林産加工製品の売払い	

2 (工事予定価格に応ずる等級区分)

種類 等級	土木工事	建築工事	舗装工事	鋼橋上部工事	電気工事	管工事
A	7,000 万円 以上	9,000 万円 以上	6,000 万円 以上	4,000 万円 以上	3,500 万円 以上	3,500 万円 以上
B	7,000 万円 未満 4,000 万円 以上	9,000 万円 未満 5,000 万円 以上	6,000 万円 未満 2,000 万円 以上	4,000 万円 未満 2,000 万円 以上	3,500 万円 未満 1,500 万円 以上	3,500 万円 未満 1,500 万円 以上
C	4,000 万円 未満	5,000 万円 未満	2,000 万円 未満	2,000 万円 未満	1,500 万円 未満	1,500 万円 未満

第2 資格要件

1 共通資格要件

各資格の要件の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

エ 市町村民税

2 資格の種類ごとの資格要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、機械器具設置工事、造園工事

ア (ア) から (ウ) までのいずれにも該当すること。

(ア) 令和3年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可(次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。)を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
土木工事	土木工事業、とび、土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業又は水道施設工事業
舗装工事	舗装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび、土木工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管工事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗装工事	塗装工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

(イ) 資格審査の申請をする日（その日が令和3年4月1日前である場合は、令和3年4月1日）の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に (ア) に規定する建設業に係る建設業法第27条の29項第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

(ウ) 基準日以後に受けた建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の申請をした日の直前の事業年度の終了の日の直前2年の各事業年度のいずれかの決算において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付けする。

(ア) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号に定める事項

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 令和3年1月1日(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間)にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が2名以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 令和3年1月1日(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間)にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が2名以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 令和3年1月1日(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間)にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が2名以上であること。

(5) 印刷物の製造及び印章の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 令和3年1月1日(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が2名以上であること。

ウ 次の(ア)又は(イ)の機器を所有(リースしている場合を含む。)していること。

(ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機

(イ) 印章の製造の場合は、印面作成のための加熱プレス機

(6) 物品の購入及び物品の賃貸借

アからイまでのいずれにも該当すること。

ア 令和3年1月1日(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が1名以上であること。

(7) 庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

- ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 12 条の 2 第 1 項又は第 8 号の登録をうけていること。
- イ 令和 3 年 1 月 1 日(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き 2 年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和 2 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって 1 年間)にその事業に係る売上高を有していること。

(8) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

- ア 警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)第 4 条の規定による警備業の認定を受けていること。
- イ 警備業法第 9 条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、当該届出書の提出を行っていること。
- ウ 令和 3 年 1 月 1 日(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き 2 年以上その事業を営んでいること。
- エ 令和 2 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって 1 年間)にその事業に係る実績を有していること。

(9) 庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

- ア 従業員の中に、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 17 条の 6 に規定する消防設備士の資格を有する者が 1 人以上いること。
- イ 令和 3 年 1 月 1 日(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き 2 年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和 2 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって 1 年間)にその事業に係る実績を有していること。

(10) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

- ア 令和 3 年 1 月 1 日(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き 2 年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和 2 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって 1 年間)に情報システムの開発実績を有していること。
- ウ 2 年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(11) 林産物の売払い及び林産加工製品の売払い

アからウまでのいずれにも該当すること。

- ア 令和 3 年 1 月 1 日(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和 2 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間(随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって 1 年間)にその事業に係る仕入高を有していること。
- ウ 個人にあつては、従業員の数が 2 名以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律

第 185 号)又は商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「中小企業組合等」という。)について、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、2 に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、摘要しない。

第 3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。

(1) (2)から(3)まで掲げる者以外の者

ア 定期の申請をする者 令和 3 年 2 月 1 日 (月) から同年 2 月 26 日 (金) まで

イ 随時の申請をする者 令和 3 年 5 月 6 日 (木) から同年 11 月 30 日 (火) まで

注 定期の申請により資格を有することとされた者は、令和 3 年 4 月 1 日以後の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することとされた者にあつては、資格を有すると認めた旨の通知があつた日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

(1)に定める時期及び当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する企業組合又は協業組合

(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 村長が特に必要と認めた者

村長の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請書は、市町村統一様式とし、島牧村施設課の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

第 4 資格の有効期間

資格の有効期間は、定期申請の場合にあつては令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで、随時申請の場合にあつては資格を有すると認めた旨の通知があつた日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

第 5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1 第 2 に規定する資格要件(第 2 の 1(3)に規定する資格要件及び第 2 の 2 に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る要件資格を除く。)に該当しないこととなったとき。

2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第 6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により継承した者。

- (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体。
- (3) 土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、機械器具設置工事又は造園工事の資格を有する者であって、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の決定を受けたもの。
- (4) 中小企業組合等(企業組合及び協業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの。
- (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの。

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第 3 の 2 の申請の方法に基づき申請しなければならない。